

原子力発 第23184号
令和5年8月21日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

西村康稔 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号
氏名 四国電力株式会社
取締役社長 長井啓介
社長執行役員

使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和3年12月22日付け原子力発 第21326号で申請しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

以上

1. 使用前検査申請書

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第21326号 (令和3年12月22日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前検査申請書の変更の内容
(変更前)

【申請書記載事項】

検 査 希 望 年 月 日	(一号) 自 令和 4年 1月 至 令和 9年10月
	(五号) 自 令和 4年 4月 至 令和 9年10月

(変更後)

【申請書記載事項】

検 査 希 望 年 月 日	(一号) 自 令和 4年 1月 26日 至 令和 9年10月
	(五号) 自 令和 5年 4月 11日 至 令和 9年10月

変更理由

工事の進捗に伴い、「検査希望年月日」の記載を変更する。

2. 2 使用前検査申請書 添付資料-1 の変更の内容
(変更前)

【申請書記載事項】

工事の工程に関する説明書

年 月 項 目	令和3年度			令和4年度						令和5年度						令和6年度												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
伊方発電所第3号機 原子力設備 ・燃料設備 ・放射線管理設備	第一期工事																											
	現地工事期間																											
												使用前検査(一号)																△
												使用前検査(五号)																△

年 月 項 目	令和7年度						令和8年度						令和9年度																						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
伊方発電所第3号機 原子力設備 ・燃料設備 ・放射線管理設備	第二期工事 現地工事期間 □ △												第三期工事 現地工事期間 □ △						第四期工事 現地工事期間 □																
													使用前検査(一号)																						
													使用前検査(五号)																						

△ : 使用承認の適用

(変更後)

【申請書記載事項】

工事の工程に関する説明書

年月 項目	令和3年度					令和4年度												令和5年度												令和6年度											
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
伊方発電所第3号機 原子力設備 ・燃料設備 ・放射線管理設備	第一期工事 現地工事期間																							△																	
	← 使用前検査(一号)																							}}																	
	← 使用前検査(五号)																							}}																	

年月 項目	令和7年度												令和8年度												令和9年度																	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
伊方発電所第3号機 原子力設備 ・燃料設備 ・放射線管理設備	第二期工事 現地工事期間		△											第三期工事 現地工事期間		△											第四期工事 現地工事期間		△											第五期工事 現地工事期間		△
	← 使用前検査(一号)																							}}																		
	← 使用前検査(五号)																							}}																		

△ : 使用承認の適用

変更理由

工程調整の結果、工事の工程を見直したこと及び工事の進捗に伴い、「工事の工程に関する説明書」を変更する。